

鳥取縣公報

縣

令

昭和二十一年八月三十日
第七百四十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

◇鳥取縣令第五十九號

蠶糸業法施行規則第五十六條の規定に基き鳥取縣桑苗検査
旋行手續を次のやうに定める

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林

敬 三

鳥取縣桑苗検査施行手續

第一條 桑苗の検査を受けようとする者は様式第一號に依
り検査請求書を検査豫定期日五日前迄に知事に提出しな
ければならない。

第二條 検査を受けようとする者は認め桑苗を品種別採苗
法別に左の區分に従ひ束装し検査場所に假植して置かな
ければならない。

一、大苗（根廻り三、五種以上のもの）は二十五本を一

束とする

二、中苗（根廻り二、五種以上三、五種未満のもの）は
五十本を一束とする

三、小苗（根廻り一、八種以上二、五種未満のもの）は
五十本一束とする。

四、細苗（根廻り一、八種以下のもの）は五十本を一束
とする

但し特別の事由あるときは所定本數未満を一束とする
ことができる

第三條 検査は束装毎に之を行ひ左の各號の一に該當する
ものは之を不合格としその他のものを合格とする

一、病害虫の附着したるもの
二、著しく生理を害したるもの

第四條 前條の検査に合格したものは第二條の規定による
區分に従ひ様式第二號による検査票を結附するものとす

る

第五條 検査に合格した桑苗で左の各號の一に該當するときは再検査を受けなければならない

一、束装を毀損し又は改装したとき

二、検査後著しく品質劣變し又は病虫害を受けたとき

三、検査證票の記載事項不明瞭となり又は検査證票を失つたとき

第六條 検査員が必要と認めるときは検査済の桑苗につき再検査を行ふことができる。

前項の検査は之を拒むことができない。

第七條 検査請求者若しくは其の代理人は検査に立合ひ検査員の指示に従はなければならない。

第八條 本令の規定による検査のため生じた損害については賠償の責に任じない。

第九條 本令による検査に對し別に定める處により手数料を徴収するものとする。

第十條 本令に依り知事に提出する書類は所轄蠶業取締所支所を経由しなければならない。

附 則

本令は公布の日からこれを施行する昭和十一年八月鳥取縣令第二十一號鳥取縣桑苗検査規則はこれを廢止する。

様式第一號

(移入) 桑苗(再) 検査請求書

住所

氏 名 ㊦

鳥取縣知事 殿

検査場所	品種名	採苗法別	規格別	數量	備考
		規	格本	數束數	備考
計				本束	

様式第二號

品種名

桑 苗 檢 査 票

檢 査 年 月 日

檢 査 員

㊦

01037

紙質 模造紙(一五〇封度内外)

長 一〇糎 幅 六糎

合格證圓形の直經は二、五糎とす

「格」には「大」「中」「小」「細」を表示す

◎ 生産者(移入者)

住所

氏 名

◇鳥取縣告示第三百五十七號

食糧管理事務取扱員を次のやうに解囑並びに囑託した

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

日野 支所

解囑したる者の氏名	擔當區域	職務執行の場	備考
長尾 勝壽	黒坂町	日野上出張所	昭和二十一年七月三十一日解任
田中 清	日野上村	同	同

囑託せる者の氏名	擔當區域	職務執行の場	備考
石川 晴義	多里村	日野上出張所	
末次 衛	米澤村	江 尾出張所	
松下 武雄	江尾村	同	
戸田 常盤	縣下一圓	縣經濟部 農務課	
岸本 健次	同	同	

◇鳥取縣告示第三百五十八號

産婆名簿に次の者を登録した

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

本 籍 鳥取縣岩美郡小田村字小田一五八番地一

開業地 鳥取市大工町三三番地

昭和二十一年八月十九日 第一、〇二六號登録

瀧 山 房 子

明治三十四年十二月一日生

本 籍 鳥取縣米子市加茂町一丁目一七番地

開業地 西伯郡五千石村福市字四ツ塚

昭和二十一年八月十九日 第一、〇二七號登錄

長谷川 いく子

大正六年二月十六日生

本籍 鳥取縣東伯郡倉吉町大字宮川町一八四番地

開業地 同 大字河原町一、七七一番地

昭和二十一年八月十九日 第一、〇二八號登錄

米原 まきの

明治三十三年四月十七日生

本籍 大阪市西區九條南通り一丁目七四五番地

開業地 鳥取縣日野郡二部村字二部六〇四番地

昭和二十一年八月十九日 第一、〇二九號登錄

戸澤 たけよ

明治二十三年五月十五日生

鳥取縣告示第三百五十九號

産婆名簿登錄事項中次のやうに訂正する

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 鳥取縣日野郡黒坂町大字黒坂一、三七八番地

前開業地 本籍地に同じ

新開業地 鳥取縣日野郡溝口町大字中祖三六番地の二

昭和二十一年六月二十一日住所及開業地變更を生じたので六月二十二日産婆名簿訂正

願出に對し八月二十四日訂正

佐伯 とらの

明治三十三年十一月二十七日生

鳥取縣告示第三百六十號

屋根葺用粉の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに認可された。

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第五條第一項の規定により屋根葺用粉の販賣價格の統制額を次のやうに認可する。

昭和二十一年八月三十日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、認可を申請した者

鳥取縣木製雜品施設組合

理事長 坂 本 甚 太 郎
二、認可した價格等の額

品名	規 格		單 位	販賣業者 統制額
	規 格	規 格		
杉 粉	長一尺巾二寸 以上	長一尺巾 一尺以上	一束 三七、四五 圓	
	厚五厘乃至九 厘	高四、五 寸以上		

一、栗材使用の場合は杉粉の統制額にその一割半を加算した額とする。

二、榎材使用の場合は栗粉の統制額にその一割半を加算した額とする。

三、本表規格中一把の結束密度は九〇%以上とする

四、一束の内一枚の中二寸未満のもの一〇枚以内混入したものについては本表價格を適用し一枚の中二寸

未満のもの一〇枚以上五〇枚混入したものについては本表價格の七割二寸未満のもの五〇枚以上混入したものは三割とする。

五、本表價格は鳥取縣木製雜品施設組合で検査を行ひ検査済の證印を押捺したものの價格とし検査を受け

ないもの又は検査済證印の無いものの價格は本表價格の七割下げとする。

六、本表價格は荷造費を含み賣主店先渡價格とする。

七、一把の價格は本表價格より一五錢を控除したものを四で除してできた額とする。

八、計算の最終において生じた錢未満の端數はこれを切捨てること。

鳥取縣告示第三百六十一號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物建築の件を許可した

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、建築主の住所氏名 米子市加茂町二丁目四〇番地

倉 敷 重 彦

一、建築物の位置 米子市加茂町二丁目六番地

一、建築物の用途 住宅

一、建築物の構造 木造 瓦葺 平家建

一、建築物の規模 建築面積 七〇、二六三平方メートル
突出する部分 三九、九五七平方メートル

